

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

国民年金保険料の免除等について

今月の年金相談

6月19日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください
役場第3会議室

【保険料の免除・猶予について】

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、本人の申請手続きにより、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

なお、保険料を納め忘れの状態、万が一、「障がい」や「死亡」といった不慮の事態が発生すると障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、必ず保険料を納めるか、納めることが困難な場合は免除制度等をご利用ください。



全額免除・一部納付申請	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が全額免除または一部納付（一部免除）になります。 【所得額の基準】 ①全額免除の場合：（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円 ②4分の1納付の場合：78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等 ③2分の1納付の場合：118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等 ④4分の3納付の場合：158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
若年者納付猶予申請	30歳未満の方で本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。 【所得額の基準】 （扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円
学生納付特例申請	学生の方で本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。 【所得額の基準】 118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

【申請の時期】

平成25年度の免除等の受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月分～平成26年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。ただし、平成25年7月に申請する場合は、前年7月から6月分までの期間（前一年間分）についても申請することができますので、前一年間分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いします。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係（窓口5番）		☎0137-62-2111（内線245）
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、役場社会係までご連絡願います。